

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する
指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

令和8年8月5日
旭川市福祉安心部指導監査課

1 趣旨

指定障害福祉サービス事業者である株式会社ぶれいぶに対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第50条第1項の規定に基づく行政処分を令和8年8月3日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名：株式会社ぶれいぶ
代表者名：代表取締役 幕田 健一
所在地：旭川市7条通16丁目77番地の25

(2) 事業所

事業所名：サポートステーション介援隊
所在地：旭川市7条通16丁目77番地の25
サービス種類：居宅介護
指定年月日：令和2年9月1日

3 処分内容

指定障害福祉サービス事業者の指定の全部の効力の停止(令和8年9月1日から3か月間)
令和8年9月1日から令和8年11月30日までの3か月間
サービス種類：居宅介護
根拠法令：障害者総合支援法第50条第1項第5号、第8号及び第11号
処分年月日：令和8年8月3日

4 処分の原因となる事実

(1) 運営基準違反(障害者総合支援法第50条第1項第5号)

ア 勤務体制の確保について

令和4年11月に、従業者の日々の勤務時間(勤務体制)、職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確に記載した勤務表を作成し、事業所の勤務体制を確保した上で運営を行うことを指導したところであったが、指定居宅介護事業所の勤務体制の確保を行わなかった。

また、指定居宅介護事業所の勤務体制の確保を行わないまま、監査において従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確に記載した勤務形態一覧を提出するよう求めた本市に対して、サービスごとの実際の勤務の実績が反映されていない勤務形態一覧を提出した。

イ 居宅介護計画に基づくサービスの提供について

居宅介護従業者が居宅介護計画の内容を確認せず、利用者にとって必要とされる居宅介護サービスの内容を把握できていない状態で、利用者に対する介護等を行わせ、居宅介護サービス費の請求を行っていた。

ウ サービスの提供の記録について

令和2年9月の新規指定時から、居宅介護計画を基に提供時刻及び提供担当者を記載した予定表である「稼働表」のとおり居宅介護サービスの提供が行われていない状況を把握しながら、報酬を請求するために必要となるサービス提供記録が漏れなく作成されているかを管理するという目的で、当該稼働表どおりの内容で実態と異なる虚偽のサービス提供記録に従業者に作成させていた。

(2) 不正な行為(障害者総合支援法第50条第1項第11号)

ア 事業開始時から、実態と関わらず決められた予定表どおりのサービス提供記録に従業者に作成させ、居宅介護サービスが予定どおりに提供されていない実態を認識しながら、当該記録にあるサービスが実際に提供されていたかの確認を行わないまま居宅介護サービス費の請求を行うという不正な行為を継続していた。

(3) 虚偽の答弁(障害者総合支援法第50条第1項第8号)

ア サポートステーション介援隊の従業者は、実態と関わらず決められた予定表どおりのサービス提供記録を

従業者に作成させ、当該記録にあるサービスが実際に提供されていたかの確認を行わないまま居宅介護サービス費の請求を行うという不適切な運営状況を代表取締役が認識していることを知りながら、当該運営状況の組織性を確認するための本市の質問に対し、代表取締役がこのような状況を認識しているかは分からないという旨の虚偽の答弁を行った。